

.....

## Santoku カード会員特約

.....

### 第 1 条（名称）

Santoku カード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社三徳が提携して当社が発行するカードで、Visa カード機能を有します。

### 第 2 条（本会員）

本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

### 第 3 条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、会員の入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。

2.前項にかかわらず、前年度の会員のカードショッピングのご利用回数合計が 1 回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず次年度の利用と判定する場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項同様の対応とします。

### 第 4 条（適用）

本特約及びクレジットポイント利用規約（以下総称して「本特約等」といいます。）に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）によるものとし、本特約等とジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）が重複する規定については本特約等が優先されます。